

第 8 章 目標指標と進行管理及び届出制度

1. 目標指標の設定	140
2. 進行管理	143
3. 届出制度	144

1. 目標指標の設定

本計画を適正に管理するため、これまでの立地適正化計画のまちづくり方針や誘導施策を踏まえ、それらの達成状況を評価する指標と目標値を設定します。

目標指標は、まちづくり方針である居住誘導、都市機能誘導、公共交通ネットワーク、及び「第 6 章 防災指針」による防災・減災に向けた取組みの観点に基づき設定を行います。

また、それらの目標指標が達成されたことにより、期待される効果についても定量的な目標指標の設定を行います。

① 居住誘導に関する目標指標

指標	現状値 (H27)	目標値 (R24)
居住誘導区域内の人口密度の低下抑制	41.9 人/ha	40.0 人/ha

【指標設定の考え方】

居住誘導と都市機能の誘導・充実により、国立社会保障・人口問題研究所による将来見込みよりも居住誘導区域内の人口密度の低下が抑制されているかを確認する。

【目標指標達成のため居住誘導区域への誘導が必要な人口】

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計に基づき令和 24 (2042) 年の居住誘導区域の人口密度を算出した結果、既成市街地の人口密度の基準である 40 人/ha を下回る、33.4 人/ha となることを見込まれています。

目標値である 40.0 人/ha を達成するには、4,329 人を居住誘導区域へ誘導する必要があります (1 年間に約 216 人)。

【居住誘導区域への誘導が必要な人口規模の考え方】

① R24 の居住誘導区域内の人口：22,047 人 (人口密度 33.4 人/ha)

② 目標値達成に必要な R24 の居住誘導区域の人口：26,376 人 (人口密度 40 人/ha)

⇒ 居住誘導区域への誘導が必要な人口：4,329 人 (② - ①)

※ 居住誘導区域面積：659.4ha

②都市機能誘導に関する目標指標

指標	地区	現状値 (R5)	目標値 (R24)
誘導施設の立地数	結城駅周辺地区	9/13 [*]	13/13
	国道 50 号沿道地区	2/2	2/2

※結城駅周辺地区には、誘導施設が 13 種類設定され、R5 時点では 9 種類が立地

【指標設定の考え方】

都市機能誘導区域内で、誘導施設の維持・誘導が適切に行われているかを確認する。

③公共交通ネットワークに関する目標指標

指標	現状値 (H27)	目標値 (R24)
公共交通沿線地域の人口カバー率	92.2%	維持

※全ての鉄道駅、バス停の徒歩圏（鉄道駅については 800m、バス停については 300m）

【指標設定の考え方】

巡回バスの再編をはじめとした公共交通の維持・充実や利用促進を図る各種施策により、居住者が公共交通沿線に居住し、公共交通を利用しやすい市民の割合を維持できているかを確認する。

④防災・減災に向けた取組みに関する目標指標

指標	現状値	目標値
1 : 自主防災組織率	<令和 3 年度> 34.4%	<令和 8 年度> 40.0%
2 : 市道排水整備率	<令和元年度> 25.6%	<令和 7 年度> 26.9%
3 : 下水道雨水管渠整備	<令和元年度> 10,627m	<令和 7 年度> 11,302m
4 : 総合防災訓練避難所数	<令和 3 年度> 2 箇所	<令和 8 年度> 12 箇所
5 : 防災集団移転促進事業の立案	<令和 4 年度> 未検討	<令和 24 年度> 立案
6 : 浸水リスクの高い地域内の人口割合 [*]	<平成 25 年> 34.3%	<令和 24 年度> 34.3%以下

※総人口に対する浸水リスクが最も高い「鬼怒川及び田川放水路（想定最大規模）」における洪水浸水想定区域内の人口の割合

【指標設定の考え方】

防災上の対応方針による取組みが適切に行われているかを確認する。

なお、1~4の指標については、「結城市国土強靱化地域計画」との整合を図りながら設定しているため、本計画の見直し時において、上位計画等を見直しを踏まえつつ、中長期的な目標値を設定することとする。

⑤上記の目標指標の達成により期待される効果

指標	現状値 (R元)	目標値 (R24)
「住みやすいまち」 ^{※1} と考える市民の割合の増加	31.7%	40.0%以上
定住意向 ^{※2} を示す市民の割合の増加	53.4%	60.0%以上

※1：住みやすさに対する設問で「住みやすい」と回答した市民の割合

※2：定住意向の設問で「ずっと住み続けたい」と回答した市民の割合

※3：各指標はともに、令和元年度に実施した市民アンケート調査結果より

【指標設定の考え方】

結城駅周辺等の各拠点に誘導施設が集積し、そこへアクセス可能な公共交通が充実することで、市民の暮らしに対する満足度が上昇し、住みやすさや定住意向を示す市民の割合が増加することが期待する。

2. 進行管理

都市計画運用指針（第12版）では、本計画の進行管理について、以下のような考えが示されています。

- ◆市町村は、立地適正化計画を作成した場合には、おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討するべきである。

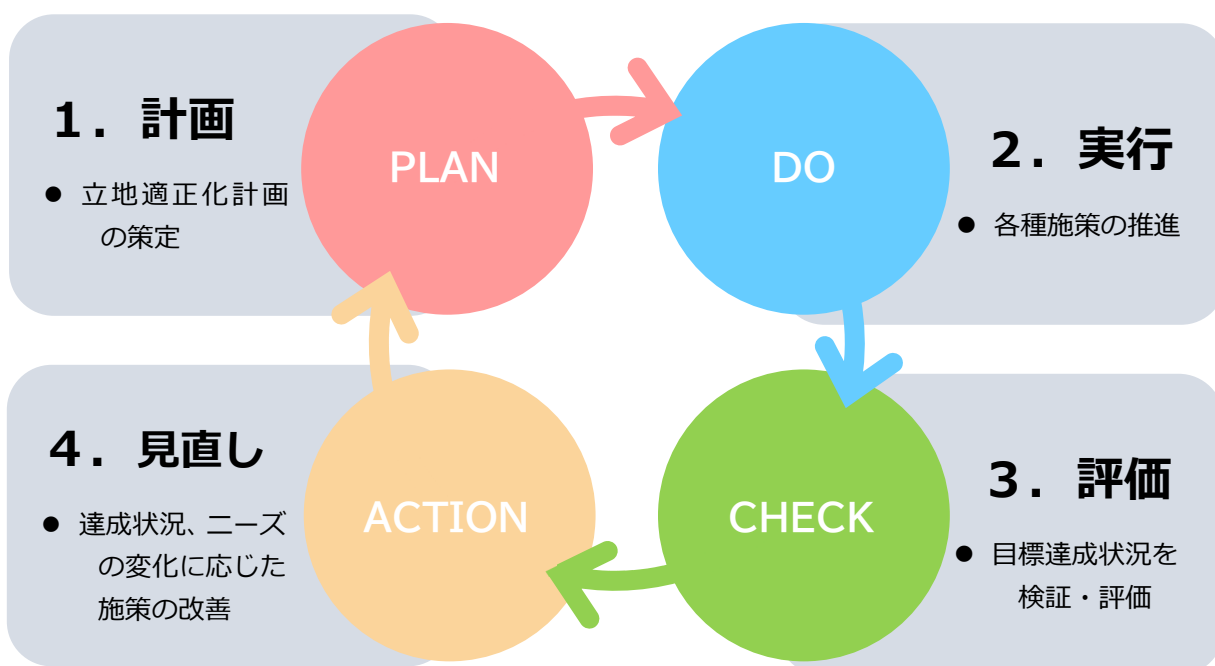
上記の内容を踏まえて本市においても、PDCAサイクルの考え方に基づき、本計画の計画期間である令和5年～令和24年にかけて、おおむね5年ごとに評価指標の調査、分析による評価を行い、必要に応じて、本計画の見直しを検討します。

なお、本計画の評価を行う際は、「結城市都市計画マスタープラン」、「結城市地域公共交通計画」と連携を図るとともに、評価結果については都市計画審議会等への報告、市ホームページ等での周知を行います。

また、社会情勢の変化や上位関連計画の見直しなどにより、本計画の見直しが必要となった場合は、適切に見直しを行います。

進行管理に当たっては、目標指標において設定した値を活用し、これらの達成状況の確認を行います。

【PDCAサイクルのイメージ】



3. 届出制度

(1) 届出制度について

都市再生特別措置法第88条または、第108条の規定に基づき、都市機能誘導区域外または居住誘導区域外において以下の開発行為や建築等行為を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに行為の種類や場所などについて、市長への届出が義務付けられます。

また、住宅等の立地の誘導を図る上で支障がある場合、必要に応じて勧告を行う場合があります。更に、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、施設を休廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長へ届ける必要があります。

届出制度は、都市機能誘導区域外での誘導施設の整備や都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止の動き、居住誘導区域外における住宅開発の動きを把握するために行うものです。

(2) 居住誘導区域外における届出・勧告（都市再生特別措置法第88条）

【届出の対象となる行為】

開発行為	<p>◆ <u>3戸以上の住宅</u>の建築目的の開発行為を行おうとする場合 (例) 3戸の開発行為</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>
	<p>◆ <u>1戸又は2戸の住宅</u>の建築目的の開発行為で、<u>1,000㎡以上の規模</u>の開発行為を行おうとする場合 (例) 1,300㎡、1戸の開発行為 (例) 800㎡、2戸の開発行為</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>
建築等行為	<p>◆ <u>3戸以上の住宅を新築</u>しようとする場合 (例) 3戸の建築行為</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>
	<p>◆ <u>建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅</u>とする場合 (例) 1戸の建築行為</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>

【勧告】：届出に係る行為が住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる時には、届出に係る事項について勧告を行う場合があります。

(3) 都市機能誘導区域外における届出・勧告（都市再生特別措置法第 108 条）

【届出の対象となる行為】

開発行為	◆誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

【届出のイメージ（誘導施設である保育所・保育園を設置する場合）】



【勧告】：届出に係る行為が誘導施設等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる時は、届出に係る事項について勧告を行う場合があります。

(4) 都市計画誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出及び助言・勧告
(都市再生特別措置法第 108 条の 2)

【届出の対象となる行為】

◆都市機能誘導区域内で、誘導施設を <u>休止又は廃止</u> しようとする場合
--

【届出のイメージ（誘導施設である保育所・保育園を休止又は廃止する場合）】



【助言・勧告】：新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、届出に係る誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認められる時は、届出をした者に対して、建築物の存置、その他の必要な助言または勧告を行う場合があります。

